



第16回 児童養護施設における子どもの人権保障の実現を求めて

～社会福祉法人運営の児童養護施設における職員による被措置児童への人権侵害等事件
(及び、同施設での被措置児童虐待の通告に対する東京都の調査の不適法)～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 吉川 由里 (62期)

1 申立ての概要

2015年6月、児童養護施設関係者2名が、①児童養護施設(以下「本件施設」という)内において、職員より入所中の児童らに対し、繰り返し継続して身体的・心理的虐待がなされている、②東京都が2013年に本件施設について被措置児童等虐待の通告を受理した後、児童らへの聴取が不十分なために非該当の認定を行い、結果として虐待を継続させたことで、児童らの人権が侵害されているとして、当会に人権救済の申立てを行った。

2 認定事実

調査の結果、本件施設においては、児童の高校進学、携帯電話の契約、アルバイト開始の際に、職員ら6人から8人で当該児童を取り囲んで「誓約書」への署名を求め、「誓約書の内容を守るつもりのない人は、署名捺印する必要はない。その場合は、施設として責任が持てないので、出て行くしかない。」などと説明したことや、職員から児童に対する暴力暴言等が認められた。

また、東京都においても、2013年に本件施設内における被措置児童虐待の通告(児童福祉法33条の12第1項)があったが、児童らが安心して調査に協力できるような環境を整えないままに調査し、結果として非該当との判断をしたこと等が認められた。

3 勧告

当会は、2019年2月13日、本件施設及び東京都に対し、次のとおり勧告を行った。

(1) 本件施設に対しては、職員らが措置された児童らに対し、施設運営に必要不可欠とはいえない規則と当該規則を守れない場合施設にいらなくなるとの記載がされた「誓約書」を提示して署名する

よう求めたこと、その他の職員による児童らへの暴言などの対応は、児童が施設で生活をする上での基本的な安心感を著しく害するものとして、適切な養育を受ける権利(児童福祉法1条・子どもの権利条約19条1項)や意見表明権(子どもの権利条約12条)等を侵害する違法なものであることを確認して、今後は、そうした対応等を行わないように勧告した。

(2) 東京都に対しては、本件施設につき児童福祉法の定める被措置児童虐待の通告がなされたにもかかわらず適切な調査が行われず虐待非該当との判断をしたことなどが上記児童福祉法に違反することを確認し、今後は被措置児童虐待の通告につき法や厚労省の被措置児童等虐待対応ガイドラインが求める適切な調査対応を行うことなどを勧告した。

4 子どもの権利擁護の出発点は意見表明権

本件は、生命・身体を直ちにおびやかすような虐待ではないかもしれない。しかし、親の虐待等の理由で施設に措置されている、言わば他にいく場所のない子どもたちに対し、職員らが「施設にいらなくなる」と暗に示してコントロールしようとしていると考えられたことを、調査部会は重く受け止めた。

児童養護施設など社会的養護の中にいる子どもたちは特に、自分の意見・気持ちを表明することによって今の生活が脅かされるのではないかという不安を抱えている。

意見表明権保障は、子どもの最善の利益を考えるために必要不可欠なものである。昨年の児童福祉法改正にも表れているように、児童福祉領域においても意識が高まりつつあるところであるが、引き続き、意見表明権の実質的な保障を考え、実践していきたい。